



母子保健のしおり ～乳幼児健康診査～



健康診査は、お子さんの発育や発達を確認するとともに
年齢に応じた育児の方法を知る大切な機会です。
日頃から気になっていることなどを相談してみましょう。



忘れずに受けましょう！





集団健診



お住まいの小学校区を担当する福祉健康センターから、案内通知が届きます。**担当の福祉健康センターで受けましょう。**

集団健診	通知時期
3 か月児健康診査	2 ～ 3 か月頃に通知
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 5 ～ 6 か月頃に通知
3 歳児健康診査	3 歳 5 か月頃に通知

案内通知に同封の問診票を記入し、持ち物を確認してお越しください。

内容：身体計測、小児科医の診察、栄養・育児相談、歯科健診など
(歯科健診は、3 か月児健康診査にはありません。)





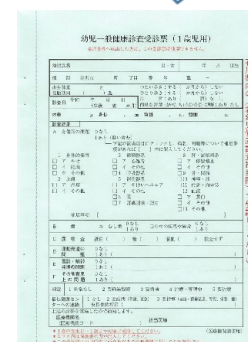
個別健診



案内通知は届きません。 受診時期になったら、母子保健のしおりにある乳幼児一般健康診査受診票を使用して、石川県内の医療機関で受けましょう。

個別健診	受診時期
1 か月児健康診査	1 か月頃
6 か月児健康診査	6 か月～8 か月頃
1 歳児健康診査	1 歳の誕生日～1 歳 2 か月頃
2 歳児健康診査	2 歳 4 か月～2 歳 9 か月頃

太枠内に氏名や生年月日等を記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に提示し、受診しましょう。



内容：身体計測、診察、尿検査など



乳幼児精密健康診査



医療機関で受けた妊婦・乳児・幼児健康診査の 精密健康診査について

医療機関で受けた妊婦・乳児・幼児健康診査の結果、精密健康診査が必要となった際に、申請により必要な検査（保険診療分）を無料で受けることができます。

《対象となる方》①②ともに該当する方

①医療機関での妊婦・乳児・幼児健康診査の結果、医師により精密健康診査が必要と診断された方

②精密健康診査受診時に金沢市に住民登録のある方

※精密健康診査受診票は、石川県内の医療機関に限り使用できます。

《申請できる回数》

妊 婦：1回の妊娠につき、1回まで

乳幼児：お子さん1人につき、2回まで

《申請方法・申請に必要なもの》①②いずれかの方法で申請してください。

①金沢市電子申請サービスで申請

精密健康診査受診票はご自宅に郵送で届きます。

申請から交付まで1週間程度かかります。

〔必要なもの〕○母子健康手帳の表紙の写し

○母子健康手帳の「妊娠中の経過」の
ページの写し



※電子申請はこちら

②窓口での申請

精密健康診査受診票は即日交付します。

〔必要なもの〕○精密健康診査受診申請書（窓口で記入していただきます。）

○母子健康手帳

〔申請窓口〕 駅西・泉野・元町福祉健康センター 健康政策課（本庁2階）

※精密健康診査受診票は、受診時に持参していただく必要があります。

お急ぎの場合は、窓口にて申請してください。

《問合せ先》

福祉健康センター総務課 Tel 076-234-5106 Fax 076-234-5104

申請の控えとしてお使いください。

種 類	申請日	受診日	備 考
妊 婦	年 月 日	年 月 日	
乳幼児	1回目 年 月 日	年 月 日	
	2回目 年 月 日	年 月 日	

○個別健診の結果、精密健康診査が必要な場合、
申請により 2回まで、検査を無料で受けることが
できます。

《乳幼児精密健康診査受診票の申請方法》

①金沢市電子申請サービスで申請

受診票はご自宅に郵送で届きます。

（1週間程度かかります）

②窓口での申請

即日交付します。



受診票使用時の注意点



- 乳幼児一般健康診査受診票・乳幼児精密健康診査受診票は、石川県内の医療機関で使用できます。
- 金沢市から転出した方は、これらの受診票は使用できません。受診前に転出先の自治体が発行している受診票の交付を受けてください。
- 里帰り出産などのために、石川県外の医療機関で1か月児健康診査を受診した方は、申請により費用の一部が助成されます。金沢市健康政策課または福祉健康センターで申請してください。

申請に必要なものは母子保健のしおりをご確認ください。